

シーメンスの商標及び屋号に関する 商標権侵害・不正競争行為紛争事件の最高人民法院判決

遠藤 誠¹

I はじめに

近時、中国では、外国企業の屋号を企業名称に含む会社（中国本土だけでなく、香港、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、セーシェル等に設立した会社であることも多い）を設立し、あたかも当該外国企業の関連会社又はグループ会社であるかのように装い、ニセモノを製造・販売する、という事案が多く発生している。

このような事案では、ニセモノを製造・販売している点、及び外国企業の屋号を企業名称に含んでいる点で、商標権侵害が成立する可能性が高いと同時に、不正競争防止法違反が成立する可能性も高い。今回取り上げる紛争事案も、まさに、そのような事案であった。日本企業の屋号を企業名称に含む会社が、中国本土、香港、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、セーシェル等に設立されるケースが増加していることに鑑みると、本件事案を研究しておく必要性が高いといえる。

そこで今回は、シーメンスの商標及び屋号に関する商標権侵害・不正競争行為紛争事件で、1億人民元の損害賠償を認めた最高人民法院判決（案件番号：（2022）最高法民終第312号）²の内容を紹介するとともに、当該判決の全文和訳を掲載することとしたい。

II 事案の概要

ドイツのシーメンスは、1847年に設立され、170年以上の歴史を持つ世界的に有名な企業である。シーメンスの商標と社名に含まれる「SIEMENS」は国内外で広く認知され、その中国語訳である「西門子」も中国では広く認知されている。シーメンスは、中国に子会社を有するほか、「SIEMENS」及び「西門子」の登録商標も有している（指定商品には、洗濯機が含まれる）。

ところで、シーメンスは、中国国内の家電市場において、「上海西門子電気有限公司」のロゴが付いた洗濯機を発見した。しかし、当該洗濯機は、寧波奇師電器有限公司（以下「奇師公司」という）が、シーメンスの許諾なく、しかし、セーシェル法人である「上海西門子電器有限公司」から名称の使用許諾を受けて製造したものであった。奇師公司是、洗濯機の製造・販売、製品パッケージ、関連プロモーション活動において「上海西門子電器有限公司」のロゴや「SIMBMC」又は「SiMBMC」を使用していた。また、昆山新維創電器有限公司（以下「新維創公司」という）は、家電製品販売業者として、奇師会社が製造し、「上海西

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所
（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² <http://gongbao.court.gov.cn/Details/5d1b59da7961fcfdc9e5d787f25475.html>

門子電気有限公司」のロゴが付いた洗濯機の販売等を行った。

そこで、シーメンスは、奇師公司及び新維創公司等を被告として、江蘇省高級人民法院に対し、登録商標の独占的使用権を侵害し、不正競争であるとして、経済的損失として1億人民元、合理的費用として16万3,000人民元の賠償を求める訴訟を提起した。

江蘇省高級人民法院は一審判決を下し、奇師公司及び新維創公司等の行為は商標権侵害と不正競争に該当すると判断し、シーメンス賠償請求を認容した。

奇師公司等は、一審判決を不服として上訴した。

Ⅲ 最高人民法院判決の判旨

2023年7月27日、最高人民法院による二審判決が下された。同法院は、奇師公司による侵害行為を認定し、1億人民元の損害賠償責任を負うべきであるとの判決を下した。

最高人民法院は、奇師公司在「上海西門子電器有限公司」のロゴを洗濯機本体、製品包装、宣伝活動に使用したことは、シーメンスに対する商標権侵害及び不正競争防止法第6条第2項および第4項に規定する不正競争に該当すると判断した。即ち、本件において、企業名と同一または類似の標章を名称として使用し、他者に一定の影響力を有する登録商標を使用して営業活動を行う行為は、不正競争防止法第6条に規定する不正競争行為に該当すると判断した。

また、最高人民法院は、賠償額の算定に関して、以下の判断を示した。即ち、訴訟審理の過程において、奇師公司在侵害行為に関する財務情報を提供することを拒否したことを考慮すると、一審法院がマスコミ報道を総売上高算出の基礎とし、総売上高の15分の1に従って侵害製品の売上比率を算出し、賠償額を1億人民元に決定したことは不適切ではなかった。既存の証拠では、侵害利益と侵害損失を証明することはできなかったが、侵害製品の生産と販売により奇師公司在得た利益は、不正競争防止法第17条第4項に規定された法定賠償限度額を明らかに超えていると判断すべきである。シーメンスの高い名声、奇師公司の明らかな主観的悪意、侵害規模、侵害期間、洗濯機製品の収益性等を考慮すると、一審判決で算定された賠償額は不当なものではなかった。

以上の理由により、最高人民法院は、上訴を棄却し、原判決を維持するとの二審判決を下した。

Ⅳ おわりに

本件において、1億人民元という巨額の賠償額が認められた理由としては、①奇師公司在賠償額算定に係る財務帳簿等を提出するよう一審法院でも裁判官から要求されたにもかかわらず、正当な理由なく提出しなかったこと、②報道記事において、奇師公司在毎年15億人民元を売り上げていると記載されており、そのうちの15分の1、即ち、1億人民元を損害賠償としてシーメンスが請求したことが挙げられる。

中国でもよく知られる有名なブランドや屋号を有する日本企業は、本件と同様の紛争に巻き込まれる可能性がある。したがって、本件の紛争事例の内容及び問題点等をよく検討しておき、将来の紛争に備えておく必要がある。

以下、最高人民法院判決の全文和訳を掲載するので、参考にしていただけると幸いです。

民事判決書
(2022)最高法民終 312 号

上訴人（一審被告）：寧波奇師電器有限公司。住所地：中華人民共和國浙江省慈溪市。

法定代表人：邱鵬軍、當該公司總經理。

委託訴訟代理人：李娜、浙江合創律師事務所律師。

委託訴訟代理人：呂甲木、浙江海泰律師事務所律師。

上訴人（一審被告）：龔銀其。

委託訴訟代理人：鄭勇、浙江合創律師事務所律師。

上訴人（一審被告）：王琮。

委託訴訟代理人：鄭勇、浙江合創律師事務所律師。

被上訴人（一審原告）：西門子股份公司（SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT）。住所地：ドイツ連邦共和国ミュンヘン（Werner-von-Siemens-Str.1, 80333 Munich, Germany）。

授權代表人：諾伯特・莫里茨博士（Dr. Norbert Moritz）。

授權代表人：沃克瑪・邦博士（Dr. Volkmar Bonn）。

委託訴訟代理人：孫建鵬、上海凱正律師事務所律師。

委託訴訟代理人：孫銳鋒、上海凱正律師事務所律師。

被上訴人（一審原告）：西門子（中國）有限公司。住所地：中華人民共和國北京市朝陽區。

法定代表人：肖松（Dr. Song Xiao）、當該公司董事長。

委託訴訟代理人：陳希、男。當該公司從業員。

委託訴訟代理人：孫建鵬、上海凱正律師事務所律師。

一審被告：昆山新維創電器有限公司。住所地：中華人民共和國江蘇省昆山市。

法定代表人：武前志、當該公司執行董事。

委託訴訟代理人：呂甲木、浙江海泰律師事務所律師。

一審被告：武前志。

委託訴訟代理人：呂甲木、浙江海泰律師事務所律師。

上訴人寧波奇師電器有限公司（以下、「奇師公司」という）、龔銀其、王琮は、被上訴人西門子股份公司（以下、「西門子公司」という）、西門子（中國）有限公司（以下、「西門子中國公司」という）及び一審被告昆山新維創電器有限公司（以下、「新維創公司」という）、武前志との間の、商標権の侵害及び不正競争紛争事件において、江蘇省高級人民法院（2019）蘇民初2号民事判決を不服とし、本院に上訴した。本院は、2022年7月26日に立件した後、法に基づき合議廷を組織し、公開で法廷審理を行った。上訴人奇師会社の委託訴訟代理人の李娜、呂甲木、上訴人龔銀其、王琮の委託訴訟代理人の鄭勇、被上訴人の西門子中国公司、西門子中国公司の委託訴訟代理人の孫建鵬、一審被告の新維創公司、武前志の委託訴訟代理人の呂甲木は、法廷にて訴訟に参加した。本件は既に終結している。

奇師公司是、次のとおり上訴した。1.西門子中国公司、西門子中国公司在一审にて訴訟を提起したのは2017年8月であり、起訴前の權利侵害行為を対象としていることから、本件は1993年に施行された「中華人民共和國不正競争防止法」（以下、「不正競争防止法」という）を適用すべきであり、一審法院が2017年に改正された不当競争防止法を適用したことは、誤りである。2.一審判決の内容には曖昧さがあり、判決主文と理由部分の間に

は矛盾がある。(1)同一種の被訴権利侵害行為が、商標権侵害を構成すると認定されているだけでなく、不正競争も構成すると認定されることはできないこと。(2)一審判決の理由部分は、奇師会社が「SIMBMC」標識を使用して商標権侵害を構成していると認定しており、「上海西門子電器有限公司」を使用した行為に対しては、商標権侵害を構成すると認定していないが、判決主文の第一項は、「上海西門子電器有限公司」の使用を停止するよう判決を下し、「SIMBMC」標識の使用を停止する判決を下さなかったこと。3.奇師公司の行為は、西門子公司及び西門子中国公司「SIEMENS」の登録商標の商標権を侵害していないこと。(1)奇師公司の販売代理店が実際に使用した「SIMBMC」の標識は、「SiMBMC」の登録商標と基本的に差異がなく、顕著な特徴を変えておらず、当該行為は、法に基づいて行政主管機関が解決すべきであり、一審法院は、これに対して実体及び手続のいずれにも法的根拠がないことを審理すること。(2)奇師公司が使用した標識の大部分は、訴外者の許可を得た「SiMBMC」登録商標であり、一審法院は、被訴権利侵害製品が「SIMBMC」標識を使用していると認定したが、この事実認定には誤りがあること。(3)被訴権利侵害標識「SIMBMC」及び第 G637074 号「SIEMENS」商標は、類似を構成しておらず、関連公衆の混同を招くことはない。(4)一審法院は、奇師公司が登録商標「SiMBMC」を「上海西門子電器有限公司」と一緒に使用したことは、「SIEMENS」の識別性を弱め、「中華人民共和國商標法」(以下、「商標法」という)第 57 条第 7 号が規定する権利侵害行為であるとしたのは、法律適用の誤りである。4.奇師公司の行為は、「西門子」商標及び屋号に対して、不当競争を構成していない。(1)奇師公司は、授權に基づいて被訴権利侵害製品上に委託メーカー名「上海西門子電器有限公司」を規範的に表示していたが、一審法院は、上海西門子電器有限公司(以下、「上海西門子公司」という)と関連する重要な事実を明らかにしなかった。奇師公司が上海西門子公司的株主等、他の情報を提出していないことだけを理由に、奇師公司の抗弁理由は成立しないと認定したことは、事実認定が不当である。(2)西門子公司及び西門子中国公司是、中国国内で洗濯機を生産及び販売しておらず、洗濯機製品に「西門子」の商標及び企業名称を使用しておらず、当該商標及び屋号が、洗濯機製品に関連する公衆の間に一定の影響力及び知名度を有していなかったため、奇師公司の行為は、関連公衆に混乱、誤認をもたらし得ない。5.一審法院が 1 億元の賠償金額を確定したことは、根拠が欠けている。(1)一審法院は、西門子公司及び西門子中国公司が提出した多くのニュース媒体報道をもって、奇師公司の毎年の販売額を 15 億元であると確定し、毎年の被訴権利侵害製品に関係する販売額は 15 分の 1、即ち 1 億元であると斟酌したが、これは奇師公司の実際の事業状況をはるかに超えるものである。(2)一審法院は、青島海尔股份有限公司(以下、「海尔公司」という)及び惠而浦(中国)股份有限公司(以下、「惠而浦公司」という)の利益率を参考にして、被訴権利侵害製品の利益率を 35%と確定したが、根拠が欠けている。(3)「最高人民法院による商標民事紛争事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈」(以下「商標民事事件の法律適用の解釈」という)第 18 条の規定に基づき、本件の権利侵害期間は最大 2 年と計算されるべきであり、一審法院は、権利侵害期間を 5 年と斟酌した事実認定は明確ではなく、法律適用に誤りがある。(4)一審法院は、権利侵害賠償額を算定する際に、商標又は企業名称の商品における貢献度を考慮しなかった。(5)本件は、300 万元の法定賠償額の範囲内で賠償金額を判決するべきである。(6)一審法院は、奇師公司が被訴権利侵害製品等のリコールに関する重要な事実及び状況についての審査を省略しており、裁定した賠償金額は明らかに高すぎる。6.龚銀其、王琼は、奇師公司の株主として、奇師公司とは異なる法律主体であり、一審法院は、上記 2 人と奇師公司が連帯責任を負うものと認定したことは、法律適用に誤りがある。よって、奇師

会社は、次のとおり要求した。1.法により、一審判決を取り消し、判決を変更して、西門子公司、西門子中国会社の訴訟請求を却下又は差し戻しして再審すること。2.一、二審の訴訟費用の全部について、西門子公司、西門子中国会社が負担すること。

龔銀其、王琮は、次のとおり上訴した。1.西門子公司、西門子中国会社は、一審の段階で数回の訴訟請求を変更し、最後に変更した訴訟請求において、龔銀其、王琮に経済的損失を賠償するよう要求しておらず、一審法院は、龔銀其、王琮に連帯して西門子公司、西門子中国会社の経済的損失及び合理的な支出を賠償するよう判決したことは、西門子公司、西門子中国会社の訴訟請求を超えたものであり、法定手続を甚だしく違反している。2.一審法院は、奇師会社の株主である龔銀其、王琮夫妻二人の財産及び会社の財産を混同し、一人の有限公司に等しく、夫婦の關係に意思表示の一致があり、奇師会社と共同の権利侵害の故意を有していたと認定し、そのため共同での権利侵害を構成し、且つこれに基づき、龔銀其、王琮は連帯で賠償責任を負うものと判決を下したことは、事実認定に誤りがあり、且つ法的根拠が不足しているため、取り消されるべき、又は再審に差し戻すべきである。3.一審法院は、奇師会社が被訴権利侵害製品をリコールした事実状況について審査することを省略し、それに巨額の賠償を負担するよう判決を下したことは、公平に失する。つまり、龔銀其、王琮は、次のとおり請求した。1.法により一審判決を取り消し、西門子公司、西門子中国会社の訴訟請求を取り消し、又は再審に差し戻すよう判決を変更すること。2.一、二審の訴訟費用の全部を、西門子公司、西門子中国会社が負担すること。

西門子公司、西門子中国会社は、奇師会社、龔銀其、王琮の上訴に対し、共同で次のとおり答弁した。1.2017年に改正された不正競争防止法が2018年1月1日に施行され、一審法院が立件したのは2019年1月15日であり、且つ被訴権利侵害の事実が依然として継続しており、損害結果が依然として存在していたため、一審法院は2017年に改正された不正競争防止法を適用したことは、不当ではない。2、上海西門子公司は、ただの海外のペーパーカンパニーであり、これは奇師会社及び龔銀其、王琮が権利侵害に使用するのに用いたツールであり、それが当事者として列挙されることなく、すべての事実を明らかにすることができ、それは、追加すべき共同訴訟当事者には該当しない。訴訟対象を選択することは、西門子公司、西門子中国会社の権利であり、奇師会社には被告を追加する権利がなく、一審法院が上海西門子公司を当事者として列挙しなかったことは、不当ではない。3.奇師会社が使用した商標「SIMBMC」は、G63707X号の「SIEMENS」商標を模倣、複製したものであり、中国語の「上海西門子」、「深圳西門子」、「香港西門子」等と共同で使用したことは、「SIEMENS」と西門子公司との間の対応関係を弱めることになり、関連公衆に混同をもたらす。4.一審法院が決定した賠償金額の根拠は正確であり、十分な事実と法的根拠がある。(1)龔銀其、王琮夫妻の二人は、奇師会社の二人しかいない株主であり、会社の資本は、もともと夫妻の共同財産であり、収益も夫妻の共同共有であり、夫婦二人の利益は非常に一致しており、且つ奇師会社の持分構成は単一であり、財産は極めて混同しやすく、一人の会社であると見なされるべきである。(2)龔銀其、王琮は、奇師会社の事実上の支配者であり、故意に奇師会社を権利侵害のプラットフォームとした。二人と奇師会社は、共同で権利侵害行為を実施したため、共同で権利侵害責任を負わなければならない。6.一審段階において、西門子公司、西門子中国会社が、2019年9月29日に一審法院に提出した訴訟請求変更申請書には、龔銀其、王琮の二人が連帯で賠償責任を負うことを求める内容の記載漏れがあり、書き間違いである。しかし、一審法院において、二人に連帯で賠償責任を負うよう明確に主張している(2020年6月4日の

法廷記録第4頁を参照のこと)。奇師公司、龔銀其、王琮はいずれも、当該審理に出席しており、且つ当該訴訟請求に対して答弁、挙証、証拠調べ、弁論意見の発表等を行い、すべての権利を十分に行使している。さらに、西門子中国公司の訴状、代理人意見の中において、二人の連帯賠償責任を明確に主張をしているため、西門子中国公司は、二人の連帯責任に対する訴訟請求を放棄していない。7.西門子中国公司が提出した委託手続は法律規定に合致しており、奇師公司、龔銀其、王琮は、「委託者」と「訴訟代理人」の概念に対する理解を誤っている。つまり、奇師公司、龔銀其、王琮の上訴請求を取り消すよう請求する。

新維創公司、武前志は、次のように述べた。1.西門子中国公司は、西門子中国公司が第G68348X号「西門子」及び第G63707X号「SIEMENS」商標の使用をそれに許諾したことを証明する証拠を持っていないため、西門子中国公司は、商標権侵害訴訟を提起する原告の資格を備えていない。2.商標民事事件適用法律の解釈の規定によると、提訴した権利侵害行為が2年を超過した場合、権利侵害の損害賠償額は、権利者が人民法院に提訴した日から2年前のものと推定されて計算されるため、一審法院は、奇師公司の権利侵害によって利益を得た時間を5年とし斟酌し、1億元を賠償するよう判決し、且つ新維創公司は50萬元の範囲内で連帯責任を負うという認定は、上述した司法解釈の規定に違反している。3.新維創公司は、それが販売した商品が係争商標権を侵害する製品であることを知る理由がなく、商標法の規定に基づき、賠償責任を負担せず、たとえ賠償責任を免れることができない場合であっても、単独で賠償責任を負担し、一審法院による、新維創公司が主観的に過失があり、50萬元の連帯責任を負担すべきとの認定は、事実及び法的根拠が欠けており、確定された賠償額は明らかに高すぎる。

西門子中国公司、西門子中国公司は、一審法院に請求を訴えた。1.5被告に直ちに係争商標専用権を侵害する行為を停止するよう命じ、西門子中国公司、西門子中国公司の企業名称権を侵害する不正競争行為を停止するよう命じること。即ち、生産及び販売をしている洗濯機、製品包装、製品パンフレット、契約文書、インターネットページ上で「上海西門子電器有限公司」の名称を使用するのを停止すること。2.奇師公司に、西門子中国公司、西門子中国公司の経済的損失である人民元1億元及び合理的な支出163000元を賠償するよう命じ、龔銀其、王琮は、上述の経済的損失及び合理的支出に対して連帯で賠償責任を負うよう命じること。新維創公司及武前志は、300萬元の範囲内で連帯賠償責任を負うこと。3.奇師公司及新維創公司に、『法治日報』に公告を掲載して影響を除去するよう命じること（公告面積は、少なくとも15×8センチ以上であること）。4.事件の訴訟費は、5被告が負担すること。

一審法院は、審理を経て、次のように明らかにした。

(一)西門子中国公司、西門子中国公司の企業知名度及びその係争商標、製品の知名度の関連状況について。

西門子中国公司是、1897年6月18日にドイツで設立された。西門子中国公司是、1994年10月6日に設立され、登録資本金は9億ユーロで、事業範囲は電気・電子・機械工業等の分野への投資及び電気・電子・機械製品の製造事業活動が含まれる。上記両公司是、1993年以来、中国国内のほとんどの主要都市に多くの関連企業や支店を設立している。2009年から2017年の間、西門子中国公司是、「フォーチュン」誌の世界トップ500企業に

ランクインし、その順位は 30 位から 71 位の間であった。2013 年から 2018 年の間、「西門子」はいずれもフォーブスの世界で最も価値のあるブランドトップ 100 において、50 にランクインした。西門子中国公司是、2011-2014 年の間、各年度の主要営業収入はいずれも 230 億元を超え、利益はいずれも 50 億元以上で、多くの奨励と荣誉称号を獲得した。

西門子公司、西門子中国公司が一審で提出した証拠によると、その関連商標の登録時期は早く、知名度が高かった。商標行政管理機関が発行した関連文書によると、両係争商標はいずれも第 7、9、10、11 類等の商品やサービス上で使用が許可されており、その中の第 7 類には「洗濯機、洗濯及び衣類処理設備機器」等が含まれている。「西門子」の商標は、第 11 類のキャビネット式及びボックス式冷凍庫の商品上の馳名商標になった。同時に、関連法院による有効な判決により、上述の 2 つの係争商標は、第 9 類コントローラ商品において馳名になったと認定された。

西門子公司、西門子中国公司が製造した洗濯機製品は主にドラム式洗濯機で、単価は 2,000 元以上し、業界で多くの賞を獲得した。西門子公司、西門子中国公司が提出した複数の証拠によると、西門子の洗濯機の製品の知名度及び市場シェアは高いことが示されている。

(二)西門子公司、西門子中国公司是、5 被告による権利侵害の関連事実を訴えた。

上海西門子公司は、セーシェル共和国に登録されている公司であり、奇師公司是訴訟において、当該公司の登録証明書の写し及び奇師公司に委託した洗濯機に関する 3C 認証に関する委託書を提出したが、当該公司の株主等その他の情報については提出していない。

第 984556X 号の「SiMBMC」商標は、2011 年 8 月 15 日に寧波保稅区群鵬貿易有限公司が登録出願し、2012 年 10 月 21 日に登録が許可された商標であり、第 7 類「洗濯機；ドライクリーニング機；家庭用豆乳機」等の商品に使用指定されている。当該商標は、2016 年 5 月 13 日に富士山電器有限公司に譲渡が認可され、その後 2019 年 4 月 6 日に慈溪市湖浜塑料噴塗廠に譲渡が認可された。訴訟期間中、西門子公司は当該商標について、国家知識産権局に無効宣告の申立てを提出し、国家知識産権局は、2021 年 4 月 19 日に無効宣告申立裁定書を作成し、当該商標を維持すると宣告した。西門子公司は、行政訴訟を提起し、現在審理中である。

2017 年 3 月から 2018 年 8 月にかけて、江蘇、四川、陝西、湖南、雲南、河南、重慶、貴州、広西、浙江等の行政当局は、「上海西門子電器有限公司」及び「SiMBMC」の標識を有する洗濯機を市場で販売する関連販売業者に対して、相次いで調査処分を行った。そのうち、一部の行政機関が、関連販売行為が西門子公司、西門子中国公司の商標権を侵害し、又は不正競争を構成すると認定し、処罰決定を下し、違法所得の没収又は権利侵害商品の没収、且つ過料を処す決定を下した。

2018 年 8 月 2 日、家電圈に由来するネット記事の「模倣西門子洗濯機が市場から撤退、投機家の奇師電器は誰の警鐘を鳴らす」には、奇師公司が緊急通知して関連家電代理店に「SiMBMC 波輪洗濯機」の販売を停止させ、全オンライン製品を撤去させたという内容が書かれていた。西門子公司、西門子中国公司是、同様の内容の記事を複数提出し、奇師公司是、一部の製品をリコールした事実を認めているが、報道におけるそのブランドの不正利用をしたという違法取引等の内容については認めていない。

2014 年 1 月 1 日、達州晩報は、現地の工商機関の法執行官が、上海西門子公司が生産した「SiMBMC」の権利侵害洗濯機 110 台を調査処分し、商品価値は 11 万余元であると報じ、当該事件は四川省工商局的「紅盾春雷行動」の 10 大典型事件例に選ばれた。

2013年8月13日付の「中国企業報」には、「西門子洗濯機は、コピー商品なのに全然知らない?」と題する記事が掲載され、同紙記者が消費者の身分で奇師電器の全国サービスホットラインに電話し、上海西門子が権利付与した販売業者を名乗っていた状況について問い合わせをしたと報じた。当該報道によると、上海西門子から権利付与を受けた販売業者から当該記者に、上海西門子会社の公司登録証1部と一つの商標登録証が送られてきたことが紹介された。記者が見たところ、上海西門子会社は、2012年4月8日にセーシェル共和国ビクトリア市で登録されていた。いわゆる「上海西門子」商標とは、2012年10月21日に登録された「SIMBMC」商標であり、商標登録者は寧波保稅区群鵬貿易有限公司であり、当該会社の法定代表者である邱鵬軍は、同じく奇師会社の法定代表者でもあった。当該報道は、複数のウェブサイトプラットフォームに転載された。

2013年8月から2014年4月にかけて、好評家電網、家電消費網、南方農村報等のメディアプラットフォームの中で、多くの記事が掲載され、内容は奇師公司によるブランド不正使用の嫌疑に及び、「西門子」ブランドを含む多くの有名なブランド等に乗用したとする関連記事が、多くのネットワークプラットフォームに転載された。

2013年7月から2018年9月にかけて、複数のユーザーが、百度の投稿サイト等に、「上海西門子電器有限公司」及び「SIMBMC」の標識が表示された西門子ブランドを偽造した洗濯機を購入したと投稿した。

湖南省工商行政管理局のウェブサイトが公開した、2015年第1四半期度の流通分野商品品質サンプリング検査通知、及び江蘇省工商行政管理局の2016年、2017年流通分野洗濯機のサンプリング検査の結果、不合格製品には、上海西門子会社が製造した「SIMBMC」ブランドの洗濯機が含まれていた。

(三) 西門子会社、西門子中国会社が訴える、5 被告の権利侵害の主観的悪意及び権利侵害の規模の大きさに関する事実について。

2003年、龔銀其と王琮は、香港で香港西門子電器（集団）有限公司（以下、「香港西門子会社」という）を登記設立し、二人は会社における二人きりの株主であった。2011年、龔銀其と王琮は、株主として富士山電器有限公司に投資設立した。

深圳金典西門子電器有限公司（以下、「深圳西門子会社」という）の株主、法定代表人の王琮根と王琮は共同で、深圳市奇師電器有限公司（以下、「深圳奇師公司」という）、深圳市三凌科技有限公司等の6企業を設立した。

2017年4月、広東省工商行政管理総局は公告を発表し、奇師会社が生産した「香港三菱」と表示された洗濯機製品を不良品と認定した。奇師会社は、第7類、第11類の商品について、「Philips」、「AO Smith」、「富士山及び図」、「Parker 及び図」等の商標を出願した。且つ「奇師会社が出願した第360321X号「AO Smith」商標は、北京知識産権法院により3年間未使用と認定され、旧国家工商行政管理総局の商標評審委員会に改めて再審決定を下すよう求めた。

奇師会社は、上海西門子会社から3C認証処理の委託を受け、国内で洗濯機製品を直接市場に投入すると同時に、生産した製品にアフターサービスを提供した事実を認めた。奇師会社は深圳西門子会社から3C認証処理の委託を受けた事実についても認めた。

QQ番号は112144584Xであり、達州惠民電器と呼ばれるQQ空間には、実店舗で販売されている「SIMBMC」洗濯機の写真が若干展示されており、型番は縦型洗濯機が主であり、ドラム式洗濯機も少量あり、情報発信期間は2014年9月から2016年9月までであった。淘宝、京東、一号店等の電子商取引プラットフォームにおいて、上海西門子会社の洗濯機の部品製品を販売する業者が数十社存在していた。

奇師会社のウェブサイトによると、奇師会社は2003年に設立され、敷地面積は200畝余り、従業員は1000人余り、6本の自動化パイプライン生産設備及び完備された品質検査センターがあり、年間生産能力は200万台以上に達すると紹介されている。2016年7月8日、奇師電器の2016年全国マーケティングサミットがパンパシフィック寧波で成功裏に開催され、奇師電器マーケティング総経理による取引政策の宣言からわずか3時間で、奇師電器は3億を超える契約額を実現し、再び歴史的な突破を果たした。またウェブサイトの宣伝内容は、奇師会社が中央テレビ、地方媒体、業界媒体、及び58,000社の全国にある末端販売網を通じて、ブランドの宣伝及び普及を行っていることにも言及していた。奇師会社は、慈溪市政府から2013-2018年度のトップ100企業に選ばれた。

2013年8月から9月にかけて、網易新聞、東南商報、浙江オンライン、フェニックス網等の媒体は、寧波奇師が全国洗濯機トップ5に入ったという記事を報道した。奇声、韓派、及び上海SIMBMC（上海西門子）の3大独立ブランドが加盟したことで、寧波奇師集団は、年間300万台の洗濯機を生産する能力を持ち、中国の洗濯機メーカートップ5に躍り出た……という報道もあった。会社の董事長である龔銀其は、「私たちは、奇声、韓派及び上海西門子の3大ブランドの加盟を通じて、企業の持続可能な成長に強力なブランドサポートを提供したいと希望していると話した。2014年7月、鳳凰財經は、龔銀其が、過去10年間で奇師電器は15億年間生産額、100%の成長率に達したことを表明したと報道した。奇師電器のチャネルネットワークは、国内市場ではほとんど空白の分野がなく、1000社以上の代理顧客がおり、奇師電器は、他の企業とは異なる競争力を構築した。2015年7月20日、奇師グループは、2015年マーケティングサミットにおいて、再び多くの項目で業績突破を達成し、全国各地から来た1500社もの代理店が活動に参加し、3時間で4.2億円の契約額を達成したことを、中国財經網は報道した。中国品質新聞網、網易等のプラットフォームにおいても、類似内容の報道があった。上記の一部の媒体は、奇師会社は、2016年のマーケティングサミットにおいて3時間で3億円の契約額を達成し、2017年は1日で3.2億円の受注額に達したと報じた。奇師会社は、現地に4つの工業用地を購入し、面積はそれぞれ1.37ヘクタール、1ヘクタール、1.828ヘクタール、1.505ヘクタールで、第2工場、第3工場を建設した。

中国品質認証センターの中国国家強制性製品認証証書（3C認証）によると、複数の証書に対応する委託人は、いずれも上海西門子会社であり、生産企業はいずれも奇師会社で、対応する製品は二層式洗濯機及び全自動洗濯機の約1400あまりの型番に及ぶものであり、証書の有効期限は2018年8月までである。香港西門子会社は、2012年10月に3C認証証書を申請し、生産メーカーは奇師会社で、型番は200以上に及び、当該証書は2014年に既に取り消された。深圳西門子会社は、2018年に3C認証証書を申請し、生産メーカーは奇師会社で、型番は800以上に及び、当該証書は現在有効な状態にある。奇師会社を生産メーカーとする3C認証証書には、次のものが含まれる。海南三洋生活電器有限公司、三星（上海）電気有限公司、松下電器南京有限公司、富士山電気（南京）有限公司、海南小天鹅水魔方電器有限公司、香港三菱電器（集団）有限公司、広州万宝集团有限公司、松下（上海）電気有限公司等が含まれ、製品は、いずれも二槽式洗濯機及び全自動洗濯機である。

2014年の好運物流網及び慈溪物流網のユーザーの需要発表によると、洗濯機や冷蔵庫等を牽引するために慈溪から昆山まで長さ9.6メートルを超える貨物車が長期的に必要なことが示された。連絡人は武前志、電話0512-366920、360検索によると、当該電話番号は新維創会社の連絡電話であった。

(四)5 被告の状況及び奇師会社の関連抗弁事実について

奇師会社は、2003年6月11日に設立され、登録資本は2000万元で、有限責任会社である。龚銀其と王琮は、奇師会社の株主であり、それぞれ60%と40%の株式を保有しており、二人は夫婦関係にある。

2012年から2019年にかけて、奇師会社は、中視金桥国际传媒集团有限公司、北京尚睦立文化发展中心等と広告出稿、広報代理、MTV制作、コミュニケーション企画等の契約又は協力協議を締結し、関連アーティストをスポンクスパークソンとして招聘した。奇師会社は、蘇寧雲商集团股份有限公司蘇寧購買中心、新維創電子科技（上海）有限公司等の企業と複数の購買契約を締結し、それは奇師、韓派、派克等のブランド洗濯機に係る。奇師はまた、金羚电器有限公司等10社以上の企業とそれぞれ洗濯機製品のOEMカスタマイズ加工契約、ODM委託生産加工契約、カスタマイズ仕入販売契約書、OEM&ODM仕入契約等多くの種類の契約を締結した。奇師会社は、第7類商品上に「奇師」商標を登録し、2011年、2017年に浙江省品質技術監督局は、奇師公司奇師ブランドの洗濯機を浙江有名ブランドとして認定した。2015年から2018年にかけて、龚銀其を発明者として、奇師会社を特許権者として、ともに洗濯機技術に関する実用新案特許を19件出願し、取得した。奇師会社は、2015年、2016年、2017年の一部ブランドの売上高がそれぞれ12213115.71元、15095526.28元、8714434.03元であることを証明する関連請求書を提出した。また、セーシェル共和国における上海西門子公司的公司登録証明書の写し及び濯機製品に関する3C認証事項の取り扱いを委託する委任状も提出した。

新維創会社は2013年5月に設立され、登記資本金は50万元であり、類型は有限責任公司（自然人が100%出資）であり、株主は武前志である。2017年9月19日に当該会社の類型は、有限責任公司（自然人が出資又は管理）に変更され、株主は武前志、王琮莉に変更された。

(五)その他の事実

海尔公司が発行した2015年、2016年の年次報告書によると、海尔洗濯機の製品の粗利益率は、2015年は34.33%、2016年は34.64%であった。惠而浦会社の2015年、2016年の年次報告によると、惠而浦の洗濯機製品の粗利益率は2015年は37.49%、2016年は37.40%であった。

2018年10月15日、寧波市家電工業協會は「寧波市洗濯機業界の利益率に関する特別統計声明」を発表し、声明の中で、2013年から2017年まで、寧波市の洗濯機業界の利益率は、2.883%から3.054%と一律ではないと述べた。

西門子公司、西門子中国公司是、本件の合理的費用を請求するため、158500元の弁護士費用の請求書及び14500元の公証費用の請求書を提出した。

西門子公司、西門子中国公司是、本件において、権利侵害製品は上海西門子公司与表示された権利侵害製品に限定されると明確に主張した。

審理の過程において、一審法院は、法により、奇師公司に対して、上海西門子公司的との間の協力業務で取り交わした完全な財務帳簿、製品生産計画、生産記録（具体的な製品型番、数量を含む）、及びそれが新維創公司与協力した契約、完全な財務帳簿を提出するよう要求した。同時に、新維創公司に対して、被訴権利侵害製品に関連する商品購入契約、販売記録及び財務帳簿を提出するよう要求した。奇師公司及新維創公司是、正当な理由なく提出をしなかった。

一審法院は、本件紛争の焦点は次のとおりであると判断した。(一)5被告が行ったとさ

れる被訴行為は、西門子公司、西門子中国公司の登録商標専用権を侵害し、不正競争を構成するか否か。(二)もし構成する場合、5 被告はどのような法的責任を負うべきか。

本件は、2019 年 4 月以前に提訴されており、5 被告の権利侵害行為が 2019 年 4 月以降も継続していたことを示す証拠がないため、本件には 2013 年改正商標法及び 2017 年改正不正競争防止法を適用する。

(一)被訴権利侵害行為が商標権侵害を構成するか否かについて

西門子公司、西門子中国会社が、5 被告は商標権侵害を構成すると主張する理由には、主に 2 つの側面がある。1 つは、奇師会社が生産した洗濯機製品上に「上海西門子電器有限公司」と表示されており、当該会社の名称は太字で表現され、使用されている「西門子」の文字は西門子公司、西門子中国公司の「西門子」商標と完全に同一であり、公衆に混乱及び誤認を生じさせ、2013 年改正商標法第 57 条の「他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらした場合」の規定に合致する。2 つめは、奇師会社が、「SIMBMC」商標を「上海西門子電器有限公司」と組み合わせて使用することで、中国語の「西門子」に対応する英語が「SIMBMC」であると公衆に誤認させ、このことから西門子公司、西門子中国公司の英語商標が 1 対 1 で対応する関係を弱めることになる。

これに対して、一審法院は、まず、本件において奇師会社は、「西門子」商標を企業名称として同一商品上に使用しているが、それは「西門子」又は「上海西門子」の屋号を際立たせて使用していないため、奇師会社が洗濯機製品上に「上海西門子電器有限公司」と表示した行為は、2013 年改正商標法第 57 条第 7 号に規定された「他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらした場合」に該当する行為ではないと判断した。

次に、奇師会社は、洗濯機製品上に「SIMBMC」の標識を使用しており、これは係争商標「SIEMENS」の指定使用商品と同じ類別である。同時に、「SiBMC」商標を登録出願し、且つ承認されたアルファベットの組み合わせ商標は、小文字の「i」のアルファベットであるが、奇師会社が被訴権利侵害製品上に使用していた商業標識は「SIMBMC」であり、承認された登録商標と一致しない。その中の「i」は、大文字の「I」のアルファベットに変形されており、視覚的な違いは明らかであり、当該使用方式は、既に商標を標識として使用する際の顕著な特徴を変えており、一般消費者の観察の角度からすると、上述の行為は客観的に「SIMBMC」標識と係争商標の「SIEMENS」商標がより類似しており、公衆の混同又は誤認を招きやすい。「SIMBMC」及び「SIEMENS」を比較した場合、両者は、いずれも先頭に「SI」の文字があり、先頭の読みもいずれも「SIM」で発音される。消費者が「SIMBMC」の標識と「上海西門子電器有限公司」が一緒に使用されているのを見たとき、「SIMBMC」標識は、西門子中国公司の英語商標であると誤認し易いのは明らかである。且つ、西門子公司、西門子中国公司による証拠に基づく、実際のシーンにおいて、ユーザーに誤解が生じていたのは確かである。奇師会社は、「SIMBMC」商標の解釈について、その設計構想及び当該選択と企業又は関連製品、サービスの市場経営面及び価値追求面での関連を十分に説明することができず、合理的とは言えない。従って、奇師会社が「SIMBMC」を「上海西門子電器有限公司」と一緒に使用した行為は、係争商標「SIEMENS」の識別力を弱め、2013 年改正商標法第 57 条第 7 号に規定される「他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらす」行為に該当し、商標権侵害を構成する。

最後に、新維創会社は、専門の家電製品販売業者として、西門子中国公司の係争商標の知名度について明確な知識を持っていたはずであるが、それでも奇師会社から購入した被訴権利侵害洗濯機製品を購入して販売したことには、主観的過失があるため、それは合理的

な審査義務を既に果たしたとして、賠償責任を負うべきでない」と主張する抗弁理由は成立せず、その被訴権利侵害製品の販売行為は、やはり商標権侵害を構成する。

(二)被訴権利侵害行為が不正競争を構成するか否かについて

1.西門子中国公司の企業名称に対する不正競争行為

2017 年改正不正競争防止法第 6 条第 2 号は、事業者は、次に掲げる混同行為を行って、他人の商品である又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を人々に生じさせてはならないと規定している。……(二)他人の一定の影響力を有する企業名称（略称、屋号等を含む）、社会組織の名称（略称等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名等を含む）を無断で使用する。……。

本件において、既に判明した事実は、西門子中国公司及び西門子中国公司の共通の屋号である「西門子」には、既に一定の影響力があり、その関連する企業名称も一定の影響力がある企業名称であることである。奇師会社が、洗濯機製品上に「上海西門子電器有限公司」と表示した行為は、他人の一定の影響力を有する企業名称を無断で使用するにあたり、不正競争を構成する。奇師会社は、上海西門子中国公司の名称を使用したのは、上海西門子中国公司の委託を受けて、被訴権利侵害洗濯機製品を生産したと弁明しているが、事件の全体的な証拠を総合して見ると、奇師会社の当該抗弁意見は成立しない。理由は以下のとおりである。第一に、西門子は、会社の企業名称として知名度が非常に高く、洗濯機専門メーカーとして、奇師会社は西門子関連会社の企業名称の知名度を理解していないはずがないのに、依然として上海西門子中国公司の委託を受けて洗濯機製品を生産し、且つ訴訟に関与した後、上海西門子中国公司の登記証の写しを提出する以外に、上海西門子中国公司の主体に関連するいずれの証明資料も提出することができず、商業分野の事業活動の一般的な認識に明らかに反するものである。第二に、奇師会社が被訴権利侵害製品を生産する過程から見ると、セーシェル共和国の会社登記証の写しのほか、被訴権利侵害製品の 3C 認証の申請、生産、販売、アフターサービスはいずれも奇師会社が担当しており、名目上は上海西門子中国公司が生産を委託している以外に、実際には被訴権利侵害製品のすべての認証、生産、販売、アフターサービス等のプロセスは、奇師会社が担当していたといえる。この状況において、奇師会社は、上海西門子中国公司との間の委託契約、生産契約、資金決済証明等のいずれの証拠も提出することができず、明らかに常識に合致しない。第三に、奇師会社の実際の支配人である龔銀其及び王琮の過去の行為から見ると、それが西門子中国公司、西門子中国公司とは何ら関連もない状況の下で、2003 年に香港に香港西門子中国公司を設立し、西門子を屋号として使用し、西門子中国公司、西門子中国公司の企業知名度に便乗する主観的故意があったことは、極めて明らかである。王琮はまた、深圳西門子中国公司の法定代表人である王福根と共同で、深圳奇師会社を設立した。第四に、奇師会社が、被訴権利侵害製品上に「上海西門子電器有限公司」と表示した行為は、消費者に混同又は誤認を招きやすく、上海西門子中国公司と西門子中国公司、西門子中国公司には、一定の関係があるように認識させ、更に被訴権利侵害製品は、西門子中国公司、西門子中国公司の製品又はそれと特定の関係があるかのように誤認させた。要するに、一審法院は、奇師会社の被訴権利侵害行為は、主観的に西門子中国公司、西門子中国公司のビジネス上の信頼に便乗しようとする故意が存在し、客観的に消費者の誤認を招きやすく、不正競争を構成すると判断した。

新維創会社は専門の家電製品販売業者として、西門子の会社としての企業名称の知名度について明らかに明確な認識を持っているべきであるが、奇師会社から購入した「上海西門子電器有限公司」と表示が付いた洗濯機製品を販売しており、主観的に過失が存在し、客観的に他人の一定の影響力を有する企業名称を無断で使用した製品を販売してお

り、その行為も同様に不正競争を構成する。

2. 係争商標に対する不正競争行為

2013 年改正商標法第 58 条の規定によると、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成した場合、2017 年改正不正競争防止法に基づき処理すると規定されている。本件において、「西門子」は西門子公司、西門子中国公司の企業の屋号であることに加え、登録商標でもある。奇師会社が、西門子公司、西門子中国公司の登録商標を含む企業名称を、被訴権利侵害製品上に表示し、公衆を誤導させたことは、2017 年改正不正競争防止法第 6 条第 4 号の「他人の商品である又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を人々に生じさせるに足りるその他の混同行為」にあたり、不正競争を構成する。上記のとおり、新維創公司には主観的に過失が存在し、その被訴権利侵害製品の販売は、不正競争行為に該当する。

(三)5 被告は民事責任をどのように負うかについて

奇師公司、新維創公司是、商標権侵害及び不正競争行為を実施したことから、相応の民事責任を負うべきである。

1. 奇師公司及 龚銀其・王琼 が負担すべき民事責任について

まず、具体的な賠償金額についてである。一審法院は、西門子公司、西門子中国公司がニュース報道における年間売上高 15 億元を、奇師公司の権利侵害製品、権利侵害行為により獲得した利益として計算すると主張したことは、適切ではないと判断した。奇師公司是、上海西門子公司という一種類のブランド洗濯機だけを生産しているわけではなく、具体的な権利侵害製品の販売額の総売上高に占める割合は明確ではなく、且つ商標権侵害行為及び不正競争行為の権利侵害で獲得した利益についても、はっきり区別することができないため、西門子公司、西門子中国公司が権利侵害によって受けた損失及び奇師公司が権利侵害によって獲得した利益のいずれも明らかにできない状況においては、西門子公司、西門子中国公司の権利状況、奇師会社が被訴権利侵害行為を実施した主観的状態及び客観的行為を全面的に考慮すべきであり、事件の証拠及び明らかになった事実に基づいて、合理的に分析し、且つ総合的に関連賠償責任を確定し、次に掲げる要素について重点的に考慮しなければならない。

(1) 西門子商標及び企業名称の知名度について。西門子公司は世界トップ 500 企業、西門子ブランドは世界 100 大ブランドとして、商標及び企業名称の知名度は非常に高い。(2) 奇師公司の権利侵害の主観的悪意について。前述したように、奇師公司是、被訴権利侵害洗濯機を生産したのは、上海西門子公司からの委託を受けたものであると抗弁したが、その関連抗弁意見と市場事業分野の通常の状態及び一般的認識のいずれにおいても、常識と合致しないところが多々あり、且つ奇師公司の実質的支配者である 龚銀其及び王琼 が、2003 年に香港西門子公司を設立したこと、奇師公司在「フィリップス」「AO スミス」等の商標を登録出願したこと、奇師公司在深圳西門子公司からの委託を受けて 3C 認証したこと、深圳奇師公司を王琼 と深圳西門子公司の法定代表人が共同で設立したこと等の一連の事実を結び合わせて見ると、奇師公司には主観的に知名度のある企業の名声に便乗した故意が存在することが明白である。(3) 奇師公司の権利侵害の規模について。西門子公司、西門子中国公司の証拠及び奇師公司の一部の宣伝資料を通じて分かることは、奇師公司の生産、販売規模は巨大であり、その宣伝する年間売上高は 15 億元に達し、2015-2017 年マーケティングサミットでは数時間のうちに 3、4 億元の契約額に到達し、上記の金額はいずれも被訴権利侵害製品の販売額であると認定することはできないが、賠償額を認定するための参考とすることはできる。奇師公司是、2015 年から 2017 年

までの他の一部のブランドの販売額を証明する証拠を提出したが、その提出した請求書の総額はいずれも 1500 万元を超えておらず、それが主張する販売額 15 億元には程遠い。各地の市場監督管理部門の調査状況から分かることは、奇師会社が生産し、上海西門子公司と表示された洗濯機製品の販売範囲は非常に広く、四川、江蘇、陝西、湖南、雲南、河南、貴州、広西、重慶等、全国のほとんどの省、直轄市に及んでいる。同時に、奇師会社が、その全国の販売代理店は 1,500 社以上、末端流通網の拠点が 58,000 社もあると述べたことは、その製品の販売範囲が広いことをさらに証明している。奇師会社が申請した 3C 認証証書に関する製品の型番と数量から分かることは、それが生産した製品の型番は非常に多く、数量が大きいということである。奇師会社は申請した多くの型番は実際に生産されていないと抗弁しているが、実際に生産されている型番が半分だとしても、700 種類以上の異なる型番が生産されていることになる。(4)奇師会社の権利侵害の継続期間について。ニュース報道及び西門子公司、西門子中国会社が提出したその他の裏付け証拠から分かることは、奇師会社が上海西門子会社の名称を使用して、洗濯機を製造し販売していた期間が、少なくとも 2013 年から 2018 年までの 5 年間の長きに渡って継続していたということである。(5)洗濯機製品の利益率の状況について。西門子公司、西門子中国会社は、海爾公司、惠而浦公司の年次報告書を提出し、洗濯機製品の粗利益率が 34% から 37% の間であることを証明した。これは上場企業の年次報告書の関連データがいずれも専門会計部門によって検査されていたため、当該データの信憑性は高い。奇師会社は、寧波市家電業界協会が発行した利益率声明を提出したが、家電業界協会は専門の会計監査能力を有しておらず、且つ寧波市家電業界協会は声明のデータの具体的な出所を提出していないため、当該声明の業界利益率を採用することはできない。(6)一審法院は、審理の過程で、奇師会社に上海西門子公司との業務協力取引の完全な財務帳簿、製品生産計画、生産記録及び新維創公司との協力契約、完全な財務取引帳簿の提出を明確に要求したが、奇師会社は、関連契約、帳簿を把握又は保有すべきである状況において、それが挙証条件を有し、且つ関連証拠を保有していることは明らかであるのに、上述資料の提出を拒否した。(7)西門子公司、西門子中国会社が権利維持のために支出した合理的費用について。西門子公司、西門子中国会社は、弁護士費用 158,500 元の請求書及び公証費 14,500 元の請求書を提出したが、それは訴訟において合理的費用は 163,000 元のみであると主張し、当該主張した金額はその請求書のコピー額を下回っており、西門子公司、西門子中国会社は、その合理的な費用の残りを放棄したものと見なすべきである。

要約すると、一審法院は、西門子公司、西門子中国会社の主張及び提出した証拠を参考にして、賠償額を判定した。西門子公司、西門子中国会社が提出した複数のニュース報道に基づき、奇師会社の毎年の販売額を 15 億元と確定した。奇師会社が提出した他の会社と締結した OEM 契約等の証拠に基づき、奇師会社の毎年の被訴権利侵害製品の販売額 15 億元の 15 分の 1、即ち、1 億元と算定した。被訴権利侵害製品の利益率については、海爾公司及び惠而浦会社が公表した利益率を参考にし、35%であると算定した。権利侵害期間は 5 年とし、これにより、奇師会社の権利侵害で獲得した利益は、少なくとも $100,000,000 \times 35\% \times 5 = 175,000,000$ 円で、当該金額は、西門子公司、西門子中国会社が主張する 1 億元の賠償額よりもはるかに高いので、一審法院は、西門子公司、西門子中国会社の賠償請求について、全額を支持した。同時に、西門子公司、西門子中国会社が権利維持のために支出した合理的費用 163,000 元についても、合わせて支持した。

次に、龚銀其、王琼は、連帯賠償責任を負うべきか否かの問題についてである。一審法院は、一方で、奇師会社の株主は龚銀其及び王琼であり、且つ二人は夫婦関係にあるため、財産の属性の観点から、一人有限公司に等しいと見なすことができ、龚銀其、王琼が、

その夫婦財産が会社の財産から独立していることを証明する証拠を提出していない状況において、龔銀其、王琮は、奇師会社の債務に対して連帯責任を負うべきであると判断した。もう一方で、龔銀其、王琮は、夫婦関係に基づく意思表示の一致性を有し、龔銀其、王琮が香港西門子会社を設立したこと、他の会社を通じて「SiMBMC」商標を出願したこと、王琮が深圳西門子会社の法定代表人と共同で深圳奇師公司等を設立したこと等の状況を結び合わせると、龔銀其、王琮もまた奇師会社の実質的な支配者であり、2人の自然人としての権利侵害の意図は明らかであり、会社名義をもって権利侵害行為の実施過程で重要な役割を果たしており、それと奇師会社は共同で権利侵害する故意を有していたと見なすべきであり、共同権利侵害を構成する。以上をまとめると、龔銀其、王琮及び奇師会社は、本件において連帯賠償責任を負うべきである。

2.新維創公司及武前志が負担すべき民事責任について

新維創会社には主観的過失が存在するため、たとえそれが販売業者に過ぎないとしても、やはり権利侵害製品を販売した範囲において、奇師会社と一部の連帯責任を負担すべきである。新維創会社の押収された権利侵害製品の数量及び武前志がネットワーク上で発表した物流のニーズ等の情報に基づき、一審法院は、新維創会社が50万元の範囲内で、奇師会社と連帯責任を負うものと決定した。

2013年改正「中華人民共和國会社法」（以下、「会社法」という）第63条は、一人有限責任会社の株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明することができない場合、会社の債務について連帯責任を負わなければならないと規定している。新維創会社の権利侵害製品が押収された時、新維創会社は武前志一人が株主である有限責任会社であり、武前志は、新維創会社の財産がその個人財産から独立していることを証明する証拠を提出しなかったため、それが新維創会社の債務に対して連帯責任を負うべきである。

3.影響の排除について

奇師会社が、「上海西門子電器有限公司」と表示された洗濯機製品を生産販売した期間は長く、販売範囲も広く、且つ既に普通の消費者に誤認が生じており、西門子中国公司の商標の識別性及びビジネスの信用性に対して良くない影響が生じており、ゆえに西門子中国公司与西門子中国公司が奇師会社に対して、影響を除去するために、関連する新聞媒体に公告を掲載するよう求めた訴訟請求については、事実及び法的根拠があり、これを支持する。奇師会社は、公告の中で、「SiMBMC」「上海西門子電器有限公司」の標識と西門子中国公司、西門子中国公司には、いずれも関連性が存在しないこと、奇師会社が生産した上記2つの標識を表示した製品と西門子中国公司、西門子中国公司とは何ら関連性がないことを明確に表明しなければならない。奇師会社が掲載した公告は、影響を排除するのに十分であったため、西門子中国公司、西門子中国公司が新維創会社に公告を掲載するよう求めた訴訟請求については、支持しない。

上記のとおり、一審法院は、2013年改正商標法第57条、第58条、第63条、2017年改正不正競争防止法第6条、第17条、2013年改正会社法第63条、商標民事事件法律適用解釈第1条、「最高人民法院による登録商標、企業名称及び既存の権利との抵触に係る民事紛争事件の審理における若干問題に関する規定」第1条、「中華人民共和國民事訴訟法」第145条の規定に基づき、次のとおり判決した。1.新維創会社、奇師会社は、直ちに係争商標専用権侵害及び不正競争行為を停止せよ。即ち、洗濯機、製品包装、製品パンフレット、契約文書、インターネットのページ上で「上海西門子電器有限公司」の名称使用を停止せよ。2.奇師会社、龔銀其、王琮は、判決の発効日から30日以内に、西門子中国公司、西門子中国公司に対し、経済的損失1億元及び合理的支出163,000元を連帯して賠

償せよ。新維創公司、武前志は、上記について、50 万元の範囲内で連帯賠償責任を負担せよ。3.奇師公司是、判決の発効日から 30 日以内に、「法治日報」誌上に影響を除去するために公告を掲載し（内容は、一审法院による審査確認が必要である）、期限を過ぎても掲載しない場合、一审法院が判決書の内容を掲載する媒体を選択し、それに必要な費用は奇師公司が負担せよ。4.西門子公司、西門子中国公司のその他の訴訟請求を棄却する。事件受理费の人民币 542,615 元については、奇師公司、龚銀其、王琼が 533,815 元を負担し、新維創公司、武前志が 8,800 元を負担せよ。

本件が、二審に立件受理された後、本院は各当事者に二審挙証通知書を送達し、各当事者は挙証通知書を受領した日から 10 日以内に本院に証拠を提出しなければならない旨を明確に告知した。人民法院は、相手方当事者の証拠調べの同意がない限り、期限が過ぎてから提出された証拠資料の証拠調べを行わない。

奇師公司是、2022 年 8 月 30 日に挙証通知書を受け取って署名した後、一審判決で確定された賠償額が高過ぎることを証明するために、2022 年 10 月 26 日、11 月 10 日、12 月 7 日及び 2023 年 1 月 9 日の 4 回に分けて、本院に 4 組、合計 22 点の証拠を提出した。

西門子公司、西門子中国公司是、奇師公司が提出した証拠は、既に法院が指定した挙証期限が過ぎているため、証拠調べに同意しないとした。また、上記の証拠はいずれも二審の新証拠にならず、二審の審理範囲に含めるべきではなく、且つ証拠内容は、奇師公司の訴訟主張を証明することはできないとした。

新維創公司、武前志は、二審の段階で、本院に 13 点の証拠を提出したが、その証明内容は、奇師公司の相当する証拠が証明しなければならない内容と基本的に一致していた。

西門子公司、西門子中国公司是、新維創公司及武前志が提出した証拠もまた挙証期限が過ぎているため、証拠調べに同意しないとした。同時に、上述の証拠資料は、奇師公司が提出した証拠と基本的に一致しており、新維創公司是販売業者として、訴訟の中でメーカーと攻守同盟を形成し、故意又は指示を受けて生産工場の責任逃れを助け、不誠実な訴訟行為が存在するとした。

上記の証拠に対して、本院は次のとおり判断する。関連証拠は、奇師公司の訴訟主張を証明することができず、且つ奇師公司の証拠資料の提出時期は、本院が指定した挙証期限をはるかに超えており、西門子公司、西門子中国公司もまた証拠調べに同意しないことを明確に示したため、本院は、奇師公司の提出した証拠を採用しない。新維創公司、武前志は上訴を提起しておらず、且つそれが提出した証拠資料は、奇師公司の訴訟主張についてのものであるため、本院は、新維創公司、武前志が提出した証拠資料を採用しない。

二審の訴訟期間において、奇師公司、龚銀其、王琼、新維創公司、武前志はいずれも、本院に異議を申し立て、西門子公司は民事起訴状に押印しておらず、それが委託した受託者は訴訟代理人の資格を有しておらず、それが起訴状に署名した行為は無効であり、西門子公司は訴訟を提起していないと見なされるべきであり、たとえ上記受託者が代理人資格を有していたとしても、出廷して訴訟に参加しておらず、自動的に訴訟取下げとして処理すべきであるとの考えを示した。

本院は、上記当事者が西門子公司の代理人を委託する手続及び当該公司の訴訟主体資格に対して提出した異議について審査を行った。審査を経て、西門子公司が代理人及び訴訟代理人に委託した行為は、『中華人民共和國民法典』及び『中華人民共和國民事訴訟法』の関連規定の手続及び条件に合致するものであり、当該公司是訴訟主体資格を有する。そ

の委託した訴訟代理人も訴訟参加人資格を有しており、本件において相応の訴訟権利を行使する権利がある。

本院による調査を経て明らかになったことは、奇師会社が被訴権利侵害製品、外包装及び宣伝材料に使用された英文標識のうち、一部が「SIMBMC」、一部が「SiMBMC」であったことである。一審法院は、被訴権利侵害行為に使用された英文標識はいずれも「SIMBMC」であったと認定したが、認定事実には誤りがあったことを法院はここに指摘する。一審法院が調査で明らかにしたその他の事実は真実であることを、本院はここに確認する。

本院が別途調査して明らかになったことは、奇師会社が被訴権利侵害製品を生産したのは、それ自身が生産する必要があったためであり、他人の委託を受けて生産したわけではなかったことを、奇師会社が二審法院で明確に表明したことである。それは被訴権利侵害製品上、及び事業活動中において、「上海西門子電器有限公司」の標識を使用したのは、製品のマルチブランド戦略のためである。上海西門子会社の法定代表人である範留丹は、奇師会社の従業員であり、且つ奇師会社がそのために社会保険を納付していた。

更に、北京知識産権法院は、2023年4月19日に（2021）京73行初14416号行政判決を下し、第984556X号の「SiMBMC」商標の登録は、2001年改正商標法第13条第2項、第41条第1項に規定されている状況を構成するため、無効宣告されなければならないと判断し、国家知識産権局が行った当該商標登録維持の無効宣告請求裁定書を取り消す判決をし、国家知識産権局に改めて裁定を下すよう命じた。当該商標の権利者である慈溪市湖濱プラスチック塗装工場及び国家知識産権局はいずれも上記の判決を不服として上訴し、現在、当該事件は二審において審理中である。

西門子公司及び西門子中国公司是、二審の審理の中で、本件の訴訟請求における賠償金額には商標権侵害行為の賠償は含まれていない、即ち、商標権侵害の部分については賠償を請求せず、本件に係る商標権侵害行為に対し、それが今後も賠償を主張するために別途訴訟を提起することはない、また、被訴権利侵害標識である「SiMBMC」「SIMBMC」について、西門子中国公司是、本件において使用停止を請求していない、という声明を出した。

上記の事実は、一審の証拠、二審の開廷審理での当事者の陳述及び関連法律文書によって証明された。

本院は、各当事者の上訴及び答弁に基づき、本件二審の争点は、次のとおりであると判断する。（一）一審法院が2017年改正不正競争防止法を適用して本件を処理したことは、正確であったか否か。（二）奇師会社の被訴行為は、西門子公司及び西門子中国公司的登録商標専用権を侵害したか否か。（三）奇師会社の被訴行為は、西門子公司及び西門子中国公司に対する不正競争を構成したか否か。（四）一審法院が確定した賠償金額は適切であったか否か。（五）一審法院が、龚銀其、王琼及び奇師公司是連帯して賠償責任を負うものと判決したことは、正確であったか否か。

（一）本件で2017年改正不正競争防止法を適用したことは、正確であったか否かの問題について

調査を経て、本件の西門子中国公司が初めて訴訟を提起したのは、2017年8月であり、2017年改正不正競争防止法の施行日である2018年1月1日より早かったが、西門子中国公司及び西門子中国公司が提出した証拠によると、被訴権利侵害行為は2018年1月1日以降もなお続いていることが明らかになったため、一審法院が、2017年改正

不正競争防止法を適用して本件を処理したことは、不当ではない。奇師公司是、本件について 1993 年に施行された不正競争防止法を適用すべきであり、一審法院による法律適用は誤りであるとの主張は成立しない。

(二)奇師公司の被訴行為は、西門子公司及び西門子中国公司の登録商標専用権を侵害したか否かの問題について

本件において、西門子公司、西門子中国公司の訴訟主張及び係争証拠によると、奇師公司が被訴権利侵害製品、製品外包装及び関連宣伝活動中に使用した被訴権利侵害標識には、「SiMBMC」「SIMBMC」及び「上海西門子電器有限公司」が含まれていた。

1.被訴権利侵害標識「SiMBMC」「SIMBMC」について

西門子公司及び西門子中国公司是、本件に係る商標権侵害行為に対して賠償を請求しないことを明らかにしており、今後も別途提訴して賠償を主張することはなく、また、被訴権利侵害標識「SiMBMC」「SIMBMC」に対しても、西門子公司、西門子中国公司是使用停止を請求していないことから、西門子公司及び西門子中国公司是、奇師公司が被訴権利侵害標識「SiMBMC」「SIMBMC」を使用する行為に対して、明確な訴訟請求をしていないことが分かる。よって本院は、当該部分の行為が、西門子公司及び西門子中国公司の登録商標専用権を侵害しているか否かの問題については言及しない。

2.奇師公司による被訴権利侵害標識「上海西門子電器有限公司」の使用は、西門子公司及び西門子中国公司の登録商標専用権を侵害するか否かの問題について

奇師公司が、本件において「上海西門子電器有限公司」の標識を使用した行為は、3つの状況に分けることができる。1つ目は、洗濯機本体に使用したこと、2つ目は、洗濯機的外包装上に使用したこと、3つ目は、宣伝活動中に使用したことである。本院は、上記の使用の状況をそれぞれ分けて分析判断する。

(1)洗濯機本体に使用したことについて。まず、当該標識は、本体のパネルの目立つ位置に使用され、関連公衆はそれを容易に商品の出所を識別する標識としてみるため、商標的使用となる。奇師公司是、当該標識は訴外人の企業名称であり、当該企業名称を使用することは合法的に権利付与されていると述べるが、本院が調査した事実によると、被訴権利侵害製品は奇師公司が自らのために開発して生産したものであり、通常、企業が自身の製品の目立つ位置に、他人の企業名称を表示することは常識に合わない。且つ、奇師公司の二審裁判の陳述によると、それが当該標識を使用したのは、マルチブランド戦略のためであり、奇師公司が当該標識を使用した当初の思惑も、当該標識を企業名称として使用したのではなく、商標として使用したことが明らかである。次に、奇師公司是、「上海西門子電器有限公司」の標識を洗濯機の本体に使用し、係争商標「西門子」が使用指定している第7類の洗濯機商品と同類の商品である。次に、「上海西門子電器有限公司」の標識において、「上海」は行政区画を表す地理方位語であり、「電器有限公司」は商業主体の性質及び構成形式を示す名詞であり、いずれも顕著性を有しないが、「西門子」は比較的強い顕著性及び識別性があり、当該標識の顕著な識別部分であり、当該部分は係争商標「西門子」と完全に同一である。そのため、全体から見ると、当該標識は係争商標「西門子」と類似商標を構成する。以上のことから、奇師公司是洗濯機本体に「上海西門子電器有限公司」全体を商標として使用し、且つ係争商標「西門子」と類似を構成しており、関連公衆の混同及び誤認を招きやすく、その行為は 2013 年改正商標法第 57 条第 2 号に規定された「商標登録者の許諾を得ずに、同一商品にその登録商標と類似の商標を使用し、容易に混同を招く」状況に合致しており、当該行為は西門子公司及び西門子中国公司の登録商標専用権を侵害した。

(2)商品外包装及び宣伝活動中における使用の状況について。通常、製造企業は、商品外包装及び宣伝活動中に関連企業名称を表示する。本件において、奇師公司是、被訴権利侵害製品が自身の製品であり、それが訴外人である上海西門子公司的委託を受けて、被訴権利侵害製品について 3C 認証を申請し、且つ権利付与を経て合法的に当該企業名称を使用したと声明した。奇師公司的上記声明の内容と一審訴訟の主張及び二審の上訴理由は大きく異なるが、製品外包装及び宣伝活動中に企業名称を表示するのは正常な商業行為であるため、本院は、それが他人の企業名称を使用したとの訴訟主張を採用することができる。2013 年改正商標法第 58 条によると、他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成した場合、不正競争防止法に基づき処理すると規定されている。奇師公司的被訴行為は上記法律が規定する状況に合致するため、不正競争防止法に基づき処理されるべきである。本院は、以下、これに言及する。

要するに、奇師公司是被訴権利侵害製品の本体上に、「上海西門子電器有限公司」を使用する行為によって、西門子公司及西門子中国公司的登録商標専用権を侵害した。一審判決の当該部分に対する事実認定及び法律適用はいずれも不当な点があり、本院はこれを是正する。

(三)奇師公司的被訴行為は、西門子公司及西門子中国公司に対する不正競争行為を構成するか否かの問題について

2013 年改正商標法第 58 条は、他人の登録商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争行為を構成する場合、不正競争防止法に基づき処理すると規定している。2017 年改正不正競争防止法の第 6 条は、事業者は、下記の混同行為を実施して、人々に他人の商品である又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせてはならないと規定している。……(二)他人の一定の影響力のある企業名称(略称、屋号等を含む)、社会組織の名称(略称等を含む)、氏名(ペンネーム、芸名、訳名等を含む)を無断で使用する。……(四)人々に他人の商品である又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を生じさせるのに十分なその他の混同行為。「最高人民法院による『中華人民共和国不正競争防止法』の適用における若干問題に関する解釈」第 13 条は、事業者が次に掲げる混同行為の一つを実施し、人々に他人の商品である又は他人との特定の関係が存在するとの誤認を生じさせるのに十分な場合、人民法院は、不正競争防止法第 6 条第 4 号に基づき認定すると規定している。……(二)他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆に誤解を与えること。

本件において、調査して明らかになった事実によると、西門子公司是 1897 年に設立され、既に 120 年以上を経過している。西門子中国公司是 1994 年に設立され、中国での投資範囲は電気、電子、機械工業等の分野を含み、多くの関連企業及び支社を設立している。西門子中国公司是、2011 年以降長年にわたり、主な事業収入は 200 億元を超えており、2009 年から 2017 年まで、西門子公司是いずれも世界トップ 500 企業と評価された。2013 年、西門子ブランドは世界で最も価値のあるブランドトップ 100 の 35 位に位置し、評価額は 137 億米ドルであった。西門子のドラム式洗濯機製品は多くの賞を獲得し、2006 年の市場シェアは 2 位に達した。以上の事実から、西門子公司及西門子中国公司的「西門子」という屋号は、既に一定の影響力を持ち、その企業名称は、一定の影響力を持つ企業名称であるといえる。また、西門子の中国語、英語の商標は、1997 年、1995 年に既に中国で登録され、旧国家工商行政管理総局商標局及び法院の過去の裁定又は判決ではいずれも、西門子の中国語、英語の商標は、第 9 類、第 11 類の商品で馳名であると認定さ

れている。奇師公司是、被訴権利侵害製品の外包装及び宣伝活動中に、「上海西門子電器有限公司」の企業名称を使用し、当該企業名称中の屋号「西門子」と西門子公司、西門子中国公司の屋号及びそれが既に登録した中国語商標「西門子」はいずれも一致しているので、関連公衆に被訴権利侵害製品は、西門子公司若しくは西門子中国公司の製品であると誤認させ易く、又は西門子公司若しくは西門子中国公司と関連関係が存在すると誤認させ易く、ゆえにその行為は無断で他人の一定の影響力がある企業名称及び他人の登録商標を企業名称の中の屋号として使用した行為に該当し、2017年改正不正競争防止法第6条第2号、第4号に合致する状況であり、不正競争を構成する。

奇師公司是、「上海西門子電器有限公司」の企業名称を使用したことは、上海西門子公司的権利付与を受けた上でのことであり、企業名称を規範的に使用した行為であると主張した。この点に関して、本院は、奇師公司が他人から当該企業名称の使用を権利付与されていたか否かはいずれも、当該行為が不正競争を構成する認定及び処理に影響しないと判断する。また、上海西門子公司は、外国の登録会社であり、奇師公司是、それが法により当該会社名称を使用する権利を付与されていると主張したが、奇師公司是上海西門子公司的登録登記証及び委託書を提出した以外に、上海西門子公司的主体に関するその他の証明資料及びそれと上海西門子公司との間の書面契約等の関連証拠を提出できず、常識に合致しておらず、また十分な事実根拠も欠いている。たとえ奇師公司の言うことが真実であったとしても、西門子公司及び西門子中国公司の企業名称及び登録商標の知名度が高いため、奇師公司是専門洗濯機メーカーとして、2社の関連状況を知っているべきであり、この状況においても、それがなお上海西門子公司的権利付与を受け、洗濯機製品、製品外包装及び宣伝活動中に上海西門子公司的企業名称を表示することは、主観的に善意であったとは言い難い。また、奇師公司の株主である龚銀其及び王琼の過去の行為を見ると、二人は西門子公司、西門子中国公司とは何ら関連もない状況において、2003年に香港で「西門子」を屋号として香港西門子公司を設立し、且つ当該公司名称を記した製品を製造販売しており、上述の行為は奇師公司が明らかに便乗する故意を持っていたことを示している。よって、本院は、奇師公司の関連上訴主張を支持しない。

また、奇師公司是、同一種類の被訴権利侵害行為が商標権侵害行為を構成するとともに、不正競争行為を構成すると認定することはできないとし、一審法院は商標権侵害行為と不正競争行為の区別をつけずに、混同して一緒に停止の判決をしたことは、法律の適用に誤りがあると主張した。本院は、西門子公司、西門子中国公司はその登録商標「西門子」及び企業の屋号「西門子」に対してそれぞれ商標権及び企業名称権を享有し、奇師公司是異なる状況下で被訴権利侵害標識「上海西門子電器有限公司」を使用したことは、西門子公司、西門子中国公司の商標権及び企業名称権に対していずれも侵害を構成し、西門子公司、西門子中国公司はそれぞれ2013年改正商標法及び2017年改正不正競争防止法の規定に基づき、奇師公司に対しての相応の法的責任を追及し、人民法院が法によりそれぞれ認定を行ったことは、不当ではないと判断する。一審法院は、奇師公司が単独で「上海西門子電器有限公司」を使用し、西門子公司、西門子中国公司の登録商標専用権に対する侵害を構成したことを不当であるとは認定しなかったが、本件における商標権侵害及び不正競争行為はいずれも上記の標識を使用する行為として表れているため、一審判決主文第一項で、新維創公司、奇師公司に対して、直ちに係争商標専用権の侵害行為及び不正競争行為を停止すること、即ち、「上海西門子電器有限公司」標識の使用を停止するよう判決したことは、不当ではない。

(四)一審法院が確定した賠償金額は妥当であるか否かの問題について

本件の二審段階に鑑みると、西門子公司、西門子中国公司是、不正競争の一部に対してのみ賠償を主張し、商標権侵害部分に対しては賠償を請求しないことを明らかにしたため、本院は、奇師公司の不正競争行為のみを対象として賠償額を確定した。

2017 年改正不正競争防止法第 17 条第 3 項、第 4 項は、「不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償金額は、それが権利侵害により受けた実際の損失に基づいて確定する。実際の損失を計算することが難しい場合、権利侵害者が権利侵害により得た利益に基づいて確定する。賠償金額は、事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出も含むものとする。事業者が本法第 6 条、第 9 条の規定に違反し、権利者が権利侵害行為によって受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により得た利益を確定することが難しい場合、人民法院は、権利侵害行為の情状に基づき、権利者に 300 万元以下の賠償を与える旨の判決を下すものとする。」と規定している。

本件において、西門子公司、西門子中国公司是、奇師公司が権利侵害行為によって得た利益を賠償金額の計算をするための根拠とすべきであると主張した。本院は、奇師公司が権利侵害により得た利益とは、被訴権利侵害期間に奇師公司が被訴権利侵害製品の生産・販売により得た利益を指すべきであると判断する。被訴権利侵害製品以外に、奇師公司がその他のブランド製品の生産及び販売に従事していたことに鑑みると、権利侵害で得た利益を計算するとき、その獲得した利益の総額を基本とした上で、被訴権利侵害製品以外の生産・販売による利益を控除すべきである。西門子公司、西門子中国公司是、賠償金額を認定する根拠として関連ニュース報道を提出するほか、奇師公司の権利侵害で得た利益の状況を証明することができるその他の証拠を提出していない。上述したニュース報道に含まれていた内容は、奇師公司の年間総売上高であったため、その総売上高に占める被訴権利侵害製品の販売額の割合を区別することができなかった。よって奇師公司の権利侵害利益を認定する証拠としては不十分であった。

既存の証拠から状況をみると、第一に、西門子公司、西門子中国公司が提出した奇師公司の宣伝資料から分かることは、奇師公司の生産・販売規模が巨大であり、多くのニュース報道が奇師公司の毎年の販売額は 15 億元であると示していることである。そのうち、2015-2017 年のマーケティングサミットでは、いずれも数時間で 3、4 億元の契約額に達していた。第二に、各地の市場監督管理部門の調査状況から分かることは、奇師公司が生産する「上海西門子電器有限公司」の表示がある洗濯機製品の販売範囲は非常に広く、四川、江蘇、陝西、湖南、雲南、河南、貴州、広西、重慶等の全国の大部分の省、直轄市に及ぶことである。同時に、奇師公司是、その全国の販売代理店は 1500 社以上、末端の流通網は 58000 社に達していると述べ、更にその製品の販売範囲が広いことを証明している。第三に、奇師公司が申請した 3C 認証証書に關係する製品型番の数量から分かるように、それが製造した被訴権利侵害製品の型番は大量にあり、数量は大きい。上述の状況は、洗濯機業界の利益率等の要素と結び合わせると、奇師公司が、被訴権利侵害製品を生産・販売して獲得した利益は、2017 年改正不正競争防止法第 17 条第 4 項に規定された法定賠償最高限度額である 300 万元を明らかに超えていると認定することができる。このような状況の下で、西門子公司及び西門子中国公司の企業名称は、比較的高い知名度を有することを総合的に考慮すると、奇師公司是明らかな主観的悪意を有し、且つ権利侵害の規模は大きく、権利侵害の継続期間は長く、且つ洗濯機製品の利益率及び西門子公司、西門子中国公司が権利維持のために支出した合理的費用等の要素を結び合わせると、本件は、法定最高限度額以上の賠償金額を確定すべきである。一審法院は、奇師公司が関連財務証拠の提出を拒否した状況において、本件のメディア報道内容の総売上高を計算の根拠とし、且つ被訴権利侵害製品の売上比率を 15 分の 1 で計算し、関連事件要素を総合

した上で、本件の賠償金額を裁量で法定最高限度額以上に確定したことは不当ではない。

奇師公司是、次のように主張した。1.一審法院が、ウェブサイトの宣伝資料に基づき、奇師公司的の毎年の売上高を15億元であると認定したことは、事實根拠を欠き、これを基礎として被訴權利侵害製品の販売量を計算し、賠償金額を確定したことは、根拠を欠いている。2.海爾公司、惠而浦公司的の事業構造、会社規模、価格戦略等はいずれも奇師公司と異なっており、上述の会社の利益率を参照して、被訴權利侵害製品の利益率を確定することはできない。3.奇師公司的の生産規模は小さく、西門子公司、西門子中国公司が提出した証拠に反映されている状況とは大きく異なる。本院は、まず、奇師公司是、西門子公司及び西門子中国公司が提出したウェブサイトの宣伝資料等の証拠が事實と合致しないと主張するが、二審の審理において、上述のメディア報道に対して異議を提出しておらず、当該事實ではない報道を解決するために法的手段に訴えることもなく、また本院が関連証拠を提出するようにそれに対して明確に提示した状況においても、被訴權利侵害製品に関連する財務帳簿等の証拠を提出することができず、奇師公司的の權利侵害による利益を証明するその他の証拠が無い状況において、人民法院が賠償額を確定するために上述のメディア報道情報を参考にすることは不当ではないと判断する。次に、西門子公司は、海爾公司、惠而浦公司とともに、洗濯機を製造するトップ企業であり、本件では、西門子公司及び西門子中国公司への賠償金額を確定する際に、上述の2つの公司的の利益率は強い参考性を有している。また、当該両公司的の年次報告書に反映された洗濯機製品の粗利率は、本件の賠償金額を確定するための参考要素に過ぎず、認定された唯一の証拠ではなく、一審法院は認定する際に、本件の實際の状況を総合的に考慮し、且つ見積もり、換算をした。また、本件の証拠資料は、奇師公司的の生産規模が小さいこと、利益率が低いこと等の訴訟主張を証明するには十分ではない。従って、本院は、奇師公司的の上述の訴訟主張を採用しない。

説明しなければならないことは、西門子公司、西門子中国公司が二審において、それが主張した賠償金額は、商標權侵害行為の賠償を含んでいないことを明確に示したが、本件の商標權侵害及び不当競争行為は、いずれも被訴權利侵害標識「上海西門子電器有限公司」を使用して体现されており、獲得した利益の金額はいずれも被訴權利侵害製品の製造、營業販売上に体现されており、被訴權利侵害製品の製造及び販売数量は固定されており、また、前述した賠償金額の確定方式に基づいて、たとえ不正競争部分のみを考慮したとしても、1億元の賠償金額を確定することは明らかに不当ではない。よって、本院は、一審で確定した賠償金額を維持する。

(五)一審法院が、龚銀其、王琼は奇師公司与連帶賠償責任を負うと判決を下したことは、正確であるか否かの問題について

まず、一審法院が、龚銀其、王琼は連帶賠償責任を負うと判決を下したことは、訴訟請求を超えたか否かの問題についてである。龚銀其、王琼は、西門子公司、西門子中国公司が2019年9月29日に最後に提出した訴訟請求變更書において、龚銀其、王琼が奇師公司的の賠償責任について連帶賠償責任を負うよう主張していないため、一審判決は訴訟請求を超えていると上訴で主張した。調査を経て、西門子公司、西門子中国公司是、一審訴訟過程において、訴訟請求變更を複数回行っており、2019年8月1日に提出された訴訟請求變更された民事起訴状において、龚銀其、王琼は奇師公司与連帶して賠償責任を負うよう求めることを表明しており、2019年9月29日に提出された訴訟請求變更書において、龚銀其、王琼は、奇師公司的の賠償責任について連帶して賠償責任を負うことを主張しなかったが、その委託訴訟代理人は、一審法院で2020年6月4日に行われた法廷審理に

において、龔銀其、王琮は、奇師公司の賠償責任について連帯して賠償責任を負うよう主張しており、明確に表示した。各当事者がこれに対して異議を唱えず、且つ当該主張に対して、相応の答弁意見を発表した。このことから、西門子公司及西門子中国公司の最終的な訴訟請求は、龔銀其、王琮は本件において連帯賠償責任を負うことであるとみなされるべきであり、一審法院によるこれに対する審査及び判決は、訴訟請求の範囲を超えておらず、不当ではない。

次に、龔銀其、王琮は、奇師公司与連帯賠償責任を負うべきか否かの問題についてである。本件で既に明らかになった事実に基づき、龔銀其、王琮の 2 人は、奇師公司の 2 人だけの株主であり、この 2 人は奇師公司の実質的な管理者として、奇師公司の権利侵害行為の実施過程で重要な役割を果たした。龔銀其及び王琮は、2003 年に、香港で「西門子」を屋号とした香港西門子 company を設立した。また、その他の company を通じて、「SiMBMC」商標を出願登録し、実際に奇師 company が被訴権利侵害製品に使用している。また、王琮は深圳西門子 company の法定代表人と共同で深圳奇師 company を設立した。このことから、龔銀其、王琮の 2 人は、西門子 company、西門子中国 company と何ら関連もない状況において、又は奇師 company の名義で、又はその他の方式で西門子 company、西門子中国 company の企業又は登録商標の知名度に便乗する複数の行為に従事しており、明らかな権利侵害の故意があることを示している。一審法院が、当該 2 人が奇師 company と共同で権利侵害する故意を有し、奇師 company と共同で権利侵害を構成してしたとし、龔銀其、王琮は、本件において奇師 company と連帯賠償責任を負うべきであるとした認定は不当ではなく、本院はこれを維持する。しかし、一審法院が、龔銀其、王琮の 2 人は夫婦関係にあり、奇師 company は 1 つの company とみなすべきであり、龔銀其、王琮はこれに基づいて奇師 company と連帯責任を負うべきであるとした認定は事実根拠及び法的根拠が不十分であり、本院はこれについて指摘する。

上記をまとめると、奇師 company、龔銀其、王琮の上訴請求及び理由は成立せず、棄却すべきである。一審判決が認定した一部の事実は不明確であり、法律適用に不適切な箇所が存在するので、是正されるべきである。一審判決の結果は正確であり、これを維持する。2013 年改正「中華人民共和國商標法」第 57 条第 2 号、第 58 条、2017 年改正「中華人民共和國不正競争防止法」第 6 条第 2 号、第 4 号及び第 17 条、「最高人民法院による『中華人民共和國不正競争防止法』の適用における若干問題に関する解釈」第 13 条第 2 号、「中華人民共和國民事訴訟法」第 177 条第 1 項第 1 号、「最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」第 332 条の規定に基づき、次のとおり判決する。

上訴を棄却し、原判決を維持する。

二審事件の受理費用である人民元 542615 元について、寧波奇師電器有限公司、龔銀其、王琮が共同で負担する。

本判決は終審判決である。

審判長 晏 景
審判員 馬秀榮
審判員 戴怡婷

2023 年 7 月 27 日

法官助理 曹佳音

※ 初出：『特許ニュース No.16303』（経済産業調査会、2025 年、原題は「中国知財の最新動向 第 47 回 シーメンスの商標及び屋号に関する商標権侵害・不正競争行為紛争事件で、1 億人民元の損害賠償を認めた最高人民法院判決〈上〉」及び『特許ニュース No.16341』（経済産業調査会、2025 年、原題は「中国知財の最新動向 第 48 回 シーメンスの商標及び屋号に関する商標権侵害・不正競争行為紛争事件で、1 億人民元の損害賠償を認めた最高人民法院判決〈下〉」。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。